

雲仙市特定不妊治療費支援事業について

雲仙市では特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたご夫婦の経済的負担の軽減をはかるため、特定不妊治療費の一部助成を行っています。

【対象となる治療】

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）

【助成の対象者】

次の要件のすべてに該当する夫婦（事実婚を含む）

- (1) 夫婦の両方又はどちらかが、特定不妊治療の終了した日において、市内に1年以上住所を有し、かつ申請の日まで在住している人
- (2) 長崎県特定不妊治療費の助成を受けている人

*ただし、長崎県特定不妊治療費助成事業において、県の助成金額を越えていること。

【必要書類】

- (1) 雲仙市特定不妊治療費助成申請書
- (2) 長崎県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- (3) 長崎県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し

※注 年度毎の申請になりますので、治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）までに提出してください。（ただし、治療が終了した日が3月1日から3月31日の場合は、必要書類(3)の通知書の通知日の翌月末まで）

「長崎県特定不妊治療費支援事業」に関するお問い合わせは
◇県南保健所 電話 0957-62-3289

【助成額】

特定不妊治療費（医療機関の発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の領収金額）の総額から長崎県の助成金額を差し引いた額で、1回の治療につき10万円までを限度とします。但し、以前に凍結した胚による胚移植や、採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止したものは、1回の治療につき5万円までを限度とします。

（助成対象額が1回あたり10万円（凍結胚移植等の場合5万円）に満たない場合は、当該額）

【助成の回数】

長崎県が認定した回数

◇初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が

- (1) 40歳未満の場合は、1子ごとに6回まで（治療開始時の妻の年齢が43歳未満）
- (2) 40歳以上の場合は、1子ごとに3回まで（治療開始時の妻の年齢が43歳未満）

※但し、新型コロナウイルスの影響により治療期間が遅れた場合は、年齢の特例があります。

【受付窓口・問い合わせ先】 子ども支援課 子ども健康班 雲仙市千々石町戊582（千々石庁舎内）
（総合窓口課及び各総合支所においても、申請書の受付は可能です） 【電話】 0957-36-2500

【長崎県特定不妊治療費支援事業】

県が助成支援する特定不妊治療費助成事業については、長崎県県南保健所(TEL: 0957-62-3289)へお尋ねください。

詳しくはこちら →



長崎県 特定不妊治療費

